



みらい経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

613号

令和8年度 税制改正早わかり パートⅠ

～中小企業として押さえておきたいポイント！！～

今年の3月31日、令和8年度税制改正関連法案が参院本会議で可決成立しました。政府の力点は「物価高への対応」「強い経済の実現」「税負担の公平性確保」「グローバル・ミニマム課税の見直し」「防衛財源の確保」を基本軸としています。

税制改正は、経済の活性化や公平性の確保等のために毎年行われるものですが、令和8年度の税制改正では、少額減価償却資産の上限引き上げや投資促進税制、研究開発税制の強化など経理に係りのある大きな改正があります。

また、基礎控除額・給与所得控除の最低保証額の引き上げなど、個人の生活に直結する改正も盛り込まれています。

Ⅰ 法人税関係

(成長投資実現のため高付加価値型の設備投資を促進する観点)

(1)特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

- ・生産等に必要な設備を取得した場合、即時償却または税額控除（機械・ソフト等7%、建物等4%）
- ・投資下限35億以上（中小企業は5億円以上）
- ・ROI（投資利益率）15%以上

(2)物価上昇に伴う取得価額要件の見直し

中小企業投資促進税制は、新品の機械など特別償却30%または税額控除7%の制度。

〈改正内容〉

工具の取得価額要件が「1台の取得価額が40万円以上の取得価額の合計額が120万円以上」

(3)賃上げ促進税制の見直し

〈ポイント〉

全企業向け、制度の縮減・適用要件の強化の改正が行われます。

〈背景〉

賃上げ促進税制は、企業の賃上げを促進することで日本経済の活性化を図るために導入された制

度です。

しかし直近では、賃上げの水準が高い伸びを示している一方、中小企業では支払い原資に制約があるなかで人材確保の観点から防衛的な賃上げを余儀なくされているとの指摘もあります。

そこで、政策効果等を踏まえた適正化、税負担の公平性の担保の観点についても考慮し、大幅に見直されることとなりました。

〈改正内容〉

賃上げ促進税制は、給与等の前期からの増加額に一定の「控除率」を乗じて税額控除額を計算する制度となります。

今改正で、全企業向けの措置については、制度の適用期限到来前に廃止、中堅企業向けの措置については適用される「控除率」について要件の強化が行われます。

また、教育訓練費が増加した場合の控除率の上乗せ措置（最大 10% 上乗せ）については、政策目的である給与等の増加を促すための直接的な効果が不明瞭との指摘があったことから、中小企業向けの制度も含め適用期限到来前に廃止されることになりました。

◇控除率の改正

制度区分	改正前控除率			改正後控除率			
				2026. 4. 1 以後開始事業年度		2027. 4. 1 以後開始事業年度	
全企業向け	給与等の増加割合に応じて 10%～25%			(適用期限到来前に) 制度廃止			
中堅企業向け	給与等の 増加割合	3%	10%	給与等の 増加割合	4%	10%	(適用期限をもって) 制度廃止
					5%	15%	
		4%	25%		6%	25%	
中小企業向け	給与等の 増加割合	1.5%以上	15%	改正なし (教育訓練費に係る上乗せ 措置廃止)			適用期限到来時 必要な見直しを検討
		2.5%以上	30%				

(注) 上乗せ要件 (子育てとの両立支援・女性活躍支援・

税額控除率 5 % 上乗せ・法人税額 20 % 上限)

【くるみん認定制度 (子育てサポート)】

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局への申請により、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」を受けることができます。

【えるぼし認定制度 (女性活躍推進)】

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」を受けることができます。

Ⅱ消費税

(1)免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し（減税）

〈ポイントと背景〉

インボイス制度の導入をスムーズに行うための経過措置である買手事業者向けの8割控除特例制度（免税事業者等との取引について、仮払い消費税相当額の80%を仕入れ税額控除の対象とできる制度）について、インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、予定されていた段階的な縮小について、さらに縮小が緩やかとなるように「期間」と「割合」に関する経過措置の見直しが行われます。

一方で租税回避等の防止を図るよう、一事業者に対する適用上限額も見直されることとなりました。

〈改正の内容〉

- ① 免税事業者等からの課税仕入れに係る控除税額の控除可能割合の見直し
- ② 本経過措置の適用に係る上限額の見直し

一の免税事業者等からの課税仕入れ額に係る本経過措置の年間の適用上限額が10億円から1億円に縮減されます。

(2)適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の見直し

（減税）

〈ポイントと背景〉

インボイス制度の導入時に小規模事業者に関する経過措置とされた2割特例について、2026年9月30日までの経過措置終了後は簡易課税制度への移行が予定されています。

インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮が必要と考えられる個人事業者について、一定の見直しを講じたうえで新たに経過措置を設けることとなりました。

この見直しは、2027年および2028年に含まれる各課税期間について適用されます。

〈改正の内容〉

①3割特例制度への変更

◇3割特例制度への改正内容

	改正前（2割特例制度）	改正後（3割特例制度）
適用期間	2023年10月1日から2026年9月30日までの日に属する課税期間	2027年・2028年に含まれる各課税期間
適用対象	次のいずれかの事由により事業者免税店制度の適用を受けられないこととなった個人事業者 ・適格請求書発行事業者として登録したこと ・課税事業者選択届出書を提出したこと	
税額計算方法	売上に係る消費税額の2割が納税額となる	売上に係る消費税額の3割が納税額となる
手続き	確定申告書にこの特例の適用を受ける旨を付記	

(2)簡易課税制度の届出期限の改正

簡易課税制度は業種に応じて売上に係る消費税から売上税額を控除できる制度であり、適用を受けるためには、原則として、適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までに届出書の提出が必要です。

ただし、現行の2割特例制度の適用を受けた課税期間の翌課税期間については、その翌課税期間

の末日までに届出書を提出することによって、適用を受けることができるという措置があります。

改正後の3割特例制度の適用を受けた課税期間の翌課税期間における簡易課税制度選択届出書の提出期限が、その翌課税期間の確定申告期限まで延長されます。

したがって、改正後においては申告額の計算時において、簡易課税制度と3割特例制度の有利不利選択が可能となります。

◇免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し

改正前		改正後	
期間	控除可能割合	期間	控除可能割合
2023. 10. 1～2026. 9. 30	80%	2023. 10. 1～2026. 9. 30	80%
2026. 10. 1～2029. 9. 30	50%	2026. 10. 1～2028. 9. 30	70%
2029. 10. 1～	控除不可	2028. 10. 1～2030. 9. 30	50%
		2030. 10. 1～2031. 9. 30	30%
		2031. 10. 1～	控除不可

2023. 10 2026. 10 2027. 10 2028. 10 2029. 10 2030. 10 2031. 10

改正前						
	80%		50%		控除不可	

改正後	80%	70%	50%	30%	控除不可
-----	-----	-----	-----	-----	------

次号、所得税のポイントを押さえていきます。

皆様方のご意見お待ちしております。

税理士法人みらい経営 石川光男

7月の税務と労務

令和8年5月の決算法人の確定申告、消費税など納税	期限（7月31日）
令和8年11月の決算法人の中間申告、納税	期限（7月31日）
令和8年11月の決算法人の消費税の中間申告	期限（7月31日）
令和8年6月分源泉所得税納付	期限（7月10日）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男
税理士 秋江みほ
社会保険労務士 小菅初子
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

①長いレンジで
物の見方の3原則 ②多面的に
③根元で